

合併協議会だより

編集・発行 / 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
〒793-0023 西条市明屋敷 60 西条市市民会館内
TEL(0897)58-2735 FAX(0897)58-2778
E-mail:gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp

第7回

合併協議会会議報告

日時 平成15年5月23日(金)午後1時30分
場所 丹原町文化会館 小ホール

審議事項

◆報告第28号 合併協議会規約に関する協議書の変更協議について
愛媛県の人事異動に伴い、協議会委員として、西条地方局長山ノ内盈裕氏が新しく就任されました。

◆報告第29号 合併協議会委員及び小委員会委員の変更について
西条市市議会議長の交代に伴い、合併協議会委員並びに新市の事務所的位置検討小委員会の委員が変更になったことが報告されました。

変更後	伊藤 孝司
変更前	青木 五十司

◆報告第30号 合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について
新市将来構想の概要版について審議を行い、全戸配付されることが確認されました。

継続協議事項

継続協議の5件について、原

案のとおり確認されました。

■協議第12号 地域審議会の取扱いについて
市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。

■協議第14号 財産の取扱いについて
2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

■委員
2市2町の所有する財産をすべて新しい市に引き継ぐものとする。

財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。
基金についてはお尋ねしたい。基金についてはそれぞれの自治体で目的をもって設置している。類似的基金は統合されると思うが、基金の中に地域限定や人名のはいった基金があるが、運用についてどのような調整がされるのか。

新市将来構想概要版



事務局

財産の中の基金について、個々の基金の運用、取扱いについては、今後、分科会や部会等で用途の限定、用途の限定について調整作業を進めていきたい。

■協議第16号 一部事務組合等の取扱い(その1)について
道前福祉衛生事務組合、周桑事務組合、東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。

東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日まで解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。

株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

